

小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業交付要綱
第4条第2項により交付対象となる事業者の選定基準

1 審査会の設置

小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条第1項の一に該当する助成対象事業者の審査を実施するため、審査会を設置する。

なお、審査会の構成は、表1の審査会委員のとおりとする。

表1 審査会委員

役 職	備 考
環境局気候変動対策部長	
環境局気候変動対策部計画担当課長	
東京都地球温暖化防止活動推進センター長	委員長
東京都地球温暖化防止活動推進センター 事業所管課長	

2 審査方法

審査会の委員長及び委員は、交付要綱第4条1項の各号にかかる適否を確認する。確認は、別紙「交付要綱第4条2項にかかる審査基準」により実施する。

審査会委員の過半数が総合判定において適とした場合、交付要綱第4条第1項一に掲げる助成対象事業者とする。なお適否同数の場合は委員長が決するところによる。

なお、複数の事業者による申請があった場合は、交付申請にかかる交付要綱第8条に定める従前の規定による。

3 その他

審査会の結果は別に定める書面にて、交付要綱第4条第1項一に掲げる助成対象事業者として通知する。

以上

第 号
年 月 日

殿

東京都地球温暖化防止活動推進センター長

小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業交付要綱
第4条第2項により交付対象となる事業者の選定について
(通知)

標記にかかる審査の結果、小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条第1項に掲げる助成対象事業者として選定されたことを通知する。

担当：